

Title	日本労働組合総連合運動をめぐって(2) : アナ・ボル論争の意味するもの
Sub Title	1922 movement for General Federation of Japanese Labor Unions : historical significance of conflict of "Anarchism vs. Bolshevism" (II)
Author	小松, 隆二
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.5 (1972. 5) ,p.350(66)- 357(73)
JaLC DOI	10.14991/001.19720501-0066
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19720501-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本労働組合総連合運動をめぐって(2)

—アナ・ボル論争の意味するもの—

小松 隆二

3 総連合大会の開催(承前)

総連合大会開かる さて、いよいよ9月30日、全国総連合すなわち日本労働組合連合の創立大会の日を迎えた。会場は予定どおり大阪・天王寺公会堂であった。大会当日の経過は、すでにくりかえし紹介されているので、周知のことであろう。

参加組合は全国から62組合、出席代議員は106名(総同盟が過半をしめる)。それに、代議員1名につき3名の傍聴が認められたので、堺利彦、荒畑寒村、山川均、鈴木文治、賀川豊彦、杉山元治郎、大杉栄、和田久太郎など当時の代表的社会主義者のほとんども参加した。いずれもきびしい検束の目をのがれて参集したものであった。

準備協議会できめられたとおり、西尾末広が座長にすわり、報告事項をすませたあと2時に開会した。参加組合や代議員の資格審査のあと、議長に八木信一(向上会)を選出すると、準備協議会決定の規約草案の審議に入った。第1条はのちほど名称にかんして希望をのべるという希望条件つきで可決され、第2条本文も「労働条件の維持並に社会改造」とある部分をよりゆるやかにする意味で「維持又は社会改造」(水沼辰夫提案)と修正されて可決された。

ところが、準備協議会段階でも未解決のままであった第2条但し書(但し本連合ハ同一産業又ハ同一職業組合2つ以上加盟セルトキハ地方的及ビ全国的産業別連合ヲ組織スルコトヲ原則トス)になると、案の定、総同盟、反総同盟それぞれから修正案が提出され、紛糾することになった。反総同盟側からは水沼辰夫(信友会)が、総同

盟側からは平井美人と横石信一がつぎのような修正案を提出した。

水沼案「(1)但し同一職業又は同一産業組合2つ以上加盟せるときは、地方的又は全国的産業別連合を組織するものとす (2)同一地方において異なる職業的又は産業的組合2つ以上加盟するときは、地方的連合を組織するものとす」

平井案「但し本連合は同一産業又は同一職業組合2つ以上加盟するときは、合同を目的とする全国的連合を組織するものとす」

横石案「但し同一産業又は職業組合2つ以上加盟するときは、全国的産業別合同を前提として地方的又は全国的連合を組織するものとす」

このうち、総同盟側からの2つの提案は実質的には同一の内容のもので、横石案に平井案はふくまれるとして、総同盟側は横石案1本にしぼった。

この水沼・横石2案をめぐって、はてしない議論がつづくが、対立が浮きぼりされるのみで、議論は解決の糸口をみいだすことはできなかった。

自由連合系は、連合そのものを経過措置としてではなく、最終目標とするのにたいし、総同盟系は連合を経過措置として、やがて合同を実現しようとする考えにたっていた。ただ、その場合も、総同盟系は合同論を中央集権論ととられることをきらい、あくまでも合同とは「戦闘力の集中」である旨説明していた。高田和逸が合同論に賛成しつつ、中央集権的運用に反対したり、休憩後に辻井民之助が「中央集権のために合同を主張しているのではない。中央集権は戦闘力の集中である」といったのがそれである⁽¹⁸⁾。

その間に休憩を入れて双方で協議を行なったりもし

た。そのさい、反総同盟側から総同盟側に「自分達の修正案を撤回するから、総同盟側も撤回すること、第2条は原案の儘進行することを提議したが、総同盟側は断然これを拒絶し、飽迄決裂を賭しても合同を主張する、と称して下らないので遂に協議会は物別れとなった⁽¹⁹⁾。そのげか、反総同盟側としては「ここでもう一度譲歩するとすれば総同盟の組織を承認することとなりすぐ後に来る理事問題に乗りて一頓挫を来すことになるから、極力水沼案を固持しやう。例へこれが決裂しても止むを得ない。決して本意ではないが斯うなうちは止むを得ない。決裂を賭して議論だけは充分に尽さう、と一決して⁽²⁰⁾」重大決意をひめて審議にのぞんだ。

かくして、両派の間に冷静な討議を行なう空気はうばわれてしまった。両派はそれぞれ「議長議長と叫び野次に罵声に議員席も傍聴席も極度の混乱に陥り、演説者の立往生が幾度か続いた。混乱状態は愈々悪化して来た⁽²¹⁾」そのとき、とつぜん臨監の警官によって解散を命じられた。この解散命令による中断は、大会の空気からしてもはや大会を再開しえぬ決裂をいみしていたが、反総同盟側は必ずしも解散イコール決裂とはうけておいていなかった。なお再協議・続行大会もありうると考えていたグループもあった⁽²²⁾。ところが、10月1日からはじまった総同盟大会は総連合の決裂と自由連合論にたいする非難をふくんだ決議文と宣言を発表した。というより、それらは、「我等は更に進んで斯くの如き思想の排撃を期する。我等は我国労働運動の健全なる発達のために、此の誤れる思想を労働運動の圏外に駆逐すべく積極的に努力することを宣言する」という「宣言」からもうかがえるように、自由連合論への拒絶と挑戦をたたきつけるものであった。決議文もつぎのようなきびしい内容のものであった。

1. 本大会は東京及び大阪に於ける労働組合同盟会

必要を述べた勇氣に敬服する。他の諸君の如く「中央集権とは戦闘力集中の意味だ」などと、馬鹿々々しい胡魔化しを云はないだけでも敬服に値する。」(「合同論者の曲弁を排す」『労働運動』第3次9号、1922年11月1日)

注(19) 諏訪与三郎「労働総同盟の虚偽」『労働運動』第3次9号、1922年11月1日。

(20)(21) 石井紀昌・佐藤陽一ほか「全国労働組合総連合大会経過報告」『芝浦労働』第1巻1号、1922年11月、なお、この報告では、両派を「総同盟側」と「対総同盟側」とよんでいる。

(22) 同上「全国労働組合総連合大会経過報告」はつぎのごとく説明している。「議長は警官に交渉したが結局議長が善後策を講ずる事に約束して解散した。我々は一先づ組合同盟会に引き上げ直ちに打合せを開いた。対総同盟側は未だ総連合に一縷の望みを抱いていたので、議長の挨拶を待って再び打合せ会を開く事に定めて散会した。そしてその翌々日議長の挨拶の代りに総同盟側から決裂と挑戦が伝えられたのだ。」

なお、総同盟側は大会直前の交渉過程で総連合の成立をほぼあきらめたようにも思える。杉浦啓一らの斡旋による1組合1理事プラス大組合への考慮、ないしは代表理事制までは譲歩するつもりであったとしても、それもうけられないため、大会では総連合成立にはきわめて消極的であったと思われる。

及び之れに共鳴する諸組合の奉ずる自由連合論は労働階級の戦闘力を分散せしむるものなるを以て、本総同盟の主張たる戦闘力集中の原則と根本的に相容れざるものと認む。

2. 本大会は本総同盟があくまで戦闘力集中の原則を固持することを宣明す、しかして本総同盟は以上の諸組合が本総同盟の主張に合致し来らざる以上断じて総連合組織の交渉を為さず、右決議す。

このような拒絶声明をうけて反総同盟側も、合同と戦闘力の集中論を「詭弁」であると断じ、つぎのような声明を発表した。

「我々は何人よりも、より以上に戦闘力の強くなることを欲する労働者だ。併しながら如何に戦闘力を欲すればとて、当然中央集権的になるべき『合同組織』の鎖に繋がれるやうなことは断じて欲しないのだ。それは金力の鎖を断ち切らうとするために権力の鎖を一層強くするに過ぎない。

真の労働者が、他人の束縛を欲しない気持を、心のドン底に持っている以上、如何なる労働運動も、この気持を土台にしなければならない。」

この声明は「全国の労働者諸君に告ぐ」という表題で発表されたもので、そこに名をつらねた組合はつぎの21組合であった。

新聞印刷工組合同盟、時計工組合、自由労働者同盟、市電相扶会、造機船工労働組合、工人会、日本印刷工組合信友会、革新会、機械技工組合、芝浦労働組合、本芝労働組合、陸軍現業員組合、日本労技会、造船工組合、大阪新聞工組合、通信労働組合、大阪鉄工組合、京都印刷工組合、大阪印刷工組合、関西自由労働組合、純労働者組合

ここにいたり、両派の決裂は明らかとなり、わが国最初の全国全産業におたる総連合の企図はもろくも完全についえさってしまうのである。

注(18) 大会未成立後の総同盟大会における決議文も宣言も同様であった。ただし、中村義明のみは大会でも中央集権論を主張した。水沼辰夫はこの点をつぎのように記している。「僕は、あの会場で君(中村一筆者注)が敢然として中央集権の

4. 総連合運動のいみするもの

創立大会で問われたもの 以上の説明でもわかるように、創立大会で議論が集中し、対立の主因となったのは、原理・原則にかかわる 合同か連合か (組織方法)、あるいは集中か分散か (組織方法および大会ではそこまで議事はすまなかつたが理事選出方法) という ことであった。この点は創立準備段階におけると同様であった。

当時、総同盟さえ、サンジカリズム的思潮の影響をうけて、普選をかえりみず反議会政策にたっていた以上、戦術や手段をめぐる対立よりも、原理・原則をめぐる対立の方が表面化したのは当然のことであった。ことに、ロシア革命後、いわゆる「ボル系」が進出しつつあり、共産党さえ微弱ながら結成されたあとだけに、それに先行していた「アナ系」との対決はいずれさげえないことであったが、ここで原理問題をはらんだ組織論 (合同・連合問題) や運営論 (理事問題) をめぐる対決として表面化したのであった。

その点では、日本労働運動の歴史で典型的にみられるように、指導精神、硬軟、あるいは直接行動論か議会政策論かというイデオロギー上の問題が論争・対立軸になったのではなかった。そこにとりあげられたものは、全体と個、中央集権と自由連合、幹部と一般労働者、インテリと労働者といった「アナキズム」と「ボルシェヴィズム」の原則にかかわることであった。その意味では、この総連合運動の対立は、それぞれの陣営には多様な分子がふくまれていたとしても、またそれにかんする全面的論争が展開されたものではなかったにしろ、基本的には「アナ・ボル」論争・対立⁽²³⁾ といってさしつかえない性格のものであった。少なくとも、大会の興奮からさめ、決裂を宣明するにあたって、両派がみずからの正当性を主張する基礎とした原則は、「アナ・ボル」の原理によりかかるものであった。「ボル系」については多少問題がのこるとしても、

注(23) 大会中および大会後、両派の対立を「機械工対印刷工」あるいは「近代工業対非近代工業」の対立としてとらえる視点がみられた (『日本労働年鑑』1923年版、12頁。中村義明「自由連合論を排す」『労働者新聞』72号、1922年10月15日)。しかし、水沼辰夫が批判したように、そのような視点は必ずしも当時の両派の実態をとらえたものとはいえないだろう (水沼辰夫前掲「合同論者の曲弁を排す」)。

(24) 西尾末広『大衆と共に——私の半生の記録——』(1951年、世界社、1972年、法政大学出版局)、『総同盟50年史・第1巻』(1964年、同刊行委員会)。

(25) 水沼辰夫「全国的連合の機運」『労働運動』第3次6号、1922年8月1日。

(26) 総同盟側はまだ参加するかどうかさえあいまいであった東京における第1回協議会でも、水沼辰夫らはこのような自由連合による総連合を主張していた。

反総同盟系のうち、自由連合系についてはそのような意識がことに強かったといえる。それだけに、原理・原則の主張にかんしては、「ボル系」よりも「アナ系」の方が一貫していたといえる。総同盟系は、連合論と合同論という原則でも一貫していなかったし、前述のとおり合同論が中央集権論ととられることも極度に警戒するほどであった。むしろ、原理・原則では反総同盟の主張に刺激されることによって一つの視点におちついていった面もうかがえるのである。

総連合運動の意味 このようにして、総連合運動の過程でも、その失敗後でも、両派は他派を非難し誹謗しあうが、総同盟側は総同盟側で、反総同盟側は反総同盟側で、相手側をさいしよから分裂を企図して大会にのぞんだという風に非難しあう。ことに現在にいたると、反総同盟系にたいしてはそれをいう人が少なくない。⁽²⁴⁾

しかし、反総同盟系が大会でとった原理・原則にかかわる主張は、なにも大会ではじめて訴えられたのではなく、総連合運動の当初から訴えられていたことであった。じっさいにも、組織論が総連合において重要な意味をもつことは、水沼辰夫らがくりかえし主張していたこと⁽²⁵⁾ であった。その中味でも、地方別連合・産業別連合を先行させ、そのうえに全国的総連合を結成⁽²⁶⁾ するという自由連合論が一貫して主張されていた。その点では、総同盟系が当初と総連合の企てが具体化する創立大会直前以降では、自由な連合の主張から合同論にかわったのとはちがっていた。

ただ、総同盟系がその構成および具体的主張・内容において多様であったように、反総同盟系も、自由連合論を主張したとしても、そのすべてが原理的に自由連合主義やアナキズムに立脚していたといえるのではなかった。強力な勢力をほこっていた総同盟にたいし、それに包摂されないように、アナキズムの原理を各自に都合よく利用した面もあった。つまり、この対立は、当時最大の組合であった総同盟にたいし、その支配下に入るまいとする組合と小組合でいながら総同盟と同

一の権利を主張する組合への総同盟の反撥という形で、いくなれば総同盟の支配権をめぐる、それに同調する派と敵対する派の対立という性格のものであったといえる。

しかし、それがすべてであったというのではない。その背後には組織方式、理事選出方法などの組合の管理運営、指導者およびそれと一般組合員のあり方などの問題をめぐる、まさに労働運動の基本方針にかかわる問題が横たわっていた。その点では、総連合運動における論争・対立を少なくとも表面的には労働組合レベルにおける「アナ・ボル」論争・対立⁽²⁷⁾ といってさしつかえないであろう。そこにこそ、この最初の総連合運動の歴史の意味もあったのである。

当時は、弾圧下に普通選挙制の見とおしもなく、団結権などの労働者の基本的権利もななら法認されていないときであった。総同盟さえ、普選運動を排除し、ラディカルな姿勢を示していた。それだけに、対資本関係における当面の運動方針にかんしてはさほどの差異はなく、むしろ組合運動の、あるいは組合内部の原則的な問題に争点が集まったのであった。その点では、すでにふれたように、対立と分裂をつづけてきた日本の労働運動の歴史ではきわめて稀な対立事例であったといえる。そのような対立をとおして、相互にみずからの原理・原則を確認し、その具体的適用の場として総連合をうけとめていく。それだけに、むしろときの経過とともに、両派とも譲歩しえなくなっていくのである。

いずれにしても、あらゆる地方の、あらゆる組合を一つの連合体に結集する共同戦線のさいしよの企ては失敗に帰した。形は当局の命令による解散であったが、人間的な対立に加えて、相いれない基本的な原理上の対立が存していた以上、解散命令がなくとも、連合達成は不可能なものであった。しかも、この失敗を機に、以後今日にいたるまで、昭和初期のファシズムの脅威のもとで部分的な妥協・共同戦線がみられるのをのぞいて、いわゆる「アナ・ボル」は原理的には対立の氷解の目をみいだすことができなくなるのである。

総連合の失敗と両派の帰趨 以上のごとく、さいしよにしてさいごの全国的単一総連合の企ては多くの問題を未解決のままのこして、失敗した。

ロシア革命後、かつて直接行動論にたっていた荒畑寒村らのマルクシズムへの傾斜や、ことに1922年に入

ると、ロシア革命の評価をとおして社会変革における戦略・戦術などの原則をめぐる「アナ・ボル」の対立が社会運動レベルではすめられていた。それをうけるように、労働組合運動レベルにまで対立がおよび、その頂点にたつたのがこの総連合運動であったといえる。それによって、自由連合系にとっては、自由連合の原則が労働組合運動にはじめて広範にうけとめられ、適応されるまたとない機会であった。じっさいにも、その原則が反総同盟系にかなりの浸透をみせ、全体と個、指導者・幹部と大衆、合同と連合・自由の問題などを広範にうけかけることができた。それまでも、印刷工や一部の機械工などには、アナキズムがうけいられることはあったが、総連合運動の過程をとおして、より広い範囲の機械工などにもうけとめられる機会が与えられることになったのである。

その点では、白井泰四郎氏も指摘しているように、⁽²⁷⁾ この総連合運動とその失敗は、けっして「ボル」の「アナ」の駆逐でも、「アナ」の敗退を意味するものでもなかった。両派の争点、それも全面にわたってではなく、組合レベルにおける争点をうきぼりし、対立を激化させただけであった。このあと、総同盟さえ、対立を意識して積極的なオルグ活動を展開するし、また1923年5～7月の汽車製造会社の争議でも、アナ・ボル対立は再現される。そのときでさえ、両派の関係は、けっして一方が絶対的に優勢といえるほどのものではなかった。むしろ、機械連合のごとく、一応反総同盟系といわれながら、それほど強く反総同盟の姿勢を示すまでにいたらなかった組合をも、総連合運動と、その後の推移、ことに汽車製造会社の争議が決定的に反総同盟陣営に追いつたという流れを示すのであった。

それをうけて、反総同盟のキャンペーンも、むしろ総連合失敗後の方が活気をおびている。『正進』や『信友』はいうにおよばず、『機械連合』、『芝浦労働』なども、総同盟や中央集権論、あるいは「無産階級の独裁」「労働階級の独裁」にたいする批判をふくめ、反総同盟・自由連合主義路線を明確化していく。その背後にいた大杉栄らの活動にしても、いくつかの論稿にみられるように、総連合大会およびそれ以後に反総同盟・反中央集権論・自由連合論としては格調の高いものが生みだされている。その点でも、アナボル論争・対立が決着をみ、「アナ系」が分解し後退するのは、関東大震災以後と考えるべきだろう。

注(27) 白井泰四郎前掲『「アナ・ボル論争」考』。

それに応じて、肝心の原理・原則の問題も、この時点で決着をみたのではなかった。この点は、秋山清氏も白井泰四郎氏も的確に主張されているところである。たしかに、組合レベルの「アナ・ボル」という形では、ほどなく勢力関係の掃蕩は明白になるが、少なくとも総連合運動ではなんの決着もみることにはなかった。むしろ、そこにふくまれた問題は現在においてさえ未解決であるともいえる。たとえば、アナキズムの視点とは直接関係ないにしても、企業別組合からの脱皮との関連で産業別合同か連合かという問題、指令闘争や山猫ストの問題、あるいは組合と個の関係のような問題としてなお生きつづけている。もちろん、現在のそれらの問題は、かつての「アナ・ボル」論争の延長でも、同一レベルのものでもないだろう。しかし、「アナ・ボル」論争が当時もその後も十分に深められなかったこと、むしろときとともに問題の所在がいまにされていったことと無関係には歴史的いづけはできないだろう。

ともかく、1922年の総連合運動は日本労働運動史上に大きな足跡をのこすものであった。それだけに、その余波も大きかった。この直後、関東においては機械技工組合の分裂がみられ、関西でもアナ・ボルという視点ではないが、ともかく総同盟系と反総同盟系の形で、官業労働総同盟に所属した向上会の分裂がみられた。ほかに分裂がない場合でも、全国の労働組合はことごとくアナ・ボルのいずれかに色わけされていきいきおいであった。その対立は、1923年の汽車製造会社の争議において総連合大会の対立を再現するかのよりに大きくもえ上った。かくして、総連合の失敗は、「アナ・ボル」論争に決着をつけたのではなく、より広範にその対立を拡大し、問題をあとにのこすものであったことをうかがえるのである。

5. 総連合運動の余波

機械技工組合の分裂 総連合運動は、創立大会が失敗に終わったことにより、結末をむかえた。解散命令による大会の失敗は総連合そのものの未成立を意味し、同時に総同盟系と反総同盟系の決裂につながっていった。その決裂は、一方が他方を圧するというものではなく、当面は両派の対立をいっそう強める性格をもっていった。それだけに、総連合運動の終了は、それを特徴づけた「アナ・ボル」論争・対立まで終らせたのではなかった。むしろ、これを機に対立は険悪化した

し、その余波としてつぎつぎと新しい出来事も発生した。その代表事例が機械技工組合の分裂であり、汽車製造会社の争議であった。

総連合大会のころの機械技工組合は、機械連合に加盟し、その主力をなしていた。思想的には自由連合主義に立脚し、総同盟とは異なる立場にたっていた。当然総連合大会にのぞむにあたって、技工組合は自由連合論を支持していた。ところが、技工組合竹谷町支部に地盤をもった杉浦啓一は、大会で組合の方針とは反対に、合同論に近い主張をなした。そこで、大会決裂後、両派の対立が険悪化するなかで、杉浦は反組合的活動家として技工組合を除名された。それと同時に、杉浦を支持する竹谷町支部の脱退があり、技工組合は分裂することになった。大筋は以上のごとくであるが、この経過をもう少し詳しくみてみよう。

機械技工組合は、1919年12月に大日本機械技工組合として結成され、翌20年1月に発会式をあげている。東京・城南地区（大井・大崎・芝など）に地盤をおき、高山久蔵らが主力をなしていた。その後、労働運動が昂揚するなかで日本機械技工組合と改称し、さらにのちには機械技工組合と再改称する。一時はかなりの勢力になり、関東における機械技工組合の大手の一つとなった。1921年には池貝鉄工所の本芝労組や石川島造船所の造機船工労働組合の結成には、技工組合の支部が自立の母胎となったほどで、技工組合としてもその支部の独立を助けている。そのため、技工組合自体の組合員数は減少するものの、本芝労組や工労働組合との協力関係により、依然として関東における機械技工組合の主力の一つとみなされていく。1922年6月には、関東における機械技工組合の連合組織である機械連合の結成に尽力した。機械連合についてはすでにふれたとおりであるが、機械連合の非総同盟の路線をもっとももりたてた一つが技工組合であった。ことに、機械連合の結成もその一環であった総連合運動にさいしては、積極的に参加し、自由連合論を支持した。

ところが、自由連合論にたつ技工組合のなかにあつて、杉浦啓一は独自の立場にたっていた。すでに準備協議会の段階で総同盟系と非総同盟系の斡旋の案を提起してみたり、機械連合が決定的に反総同盟路線をうちだすことにたいする歯止めの役割をはたしていた。たとえば、理事選出方法については創立準備協議会のあとも、総同盟と組合同盟会・機械連合の間に折衝が行なわれるが、そのさい機械連合は「1組合1理事」としながらも、「常任理事若干名をおく」修正案を提

示した。総同盟も「1. 理事の代りに中央執行委員15名を置く。これは専ら執行のみの機関とする。2. 代議員会（大会）の外に地方代議員会を置く。選出標準は組合員数に逓減比例する」という修正案（西尾末広案）を提示した。このとき、非総同盟・反総同盟系は総同盟案に反対したのに、杉浦はそれを支持している。

しかるに、技工組合をふくむ機械連合は、杉浦の意図に反して大会が近づくにつれ、いっそう反総同盟的立場に傾斜していく。大会当日もその姿勢でのぞんだ。ところが、杉浦は総同盟の主張に同調する姿勢をとった。結党もない日本共産党に所属した杉浦としては、党とみずからの足場をおく技工組合の相ことなる主張の間にはさまれて、なんとか折衷的立場できりぬけることを考えたわけであろうが、けっきょくさいごは党の立場をまもらざるをえなかったわけであった。

大会決裂後、自由連合・反総同盟系から発せられた総同盟にたいする非難声明には、技工組合も名をつらねている。それだけに、大会後、杉浦の姿勢は批判的となった。技工組合は、10月17日臨時大会を開き、杉浦の行動を批判するかのようになり、中央集権論に反対し、自由連合論を支持する決議を行なった。この前後、機械連合でも同様の姿勢の確認が行なわれた。

ところが、杉浦はその後合同論に加担する姿勢をかえなかった。総連合大会直後の1922年10月から11月にかけて、畿首問題に端を発し、200名近くの検束者までだすにいたる、純労働者組合城東支部とそれを支援した機械連合による大島製鋼所の争議にも、杉浦は姿をみせなかった。そのような態度に、12月9日の技工組合中央執行委員会でも正式に杉浦の言動が問われることになった。そこでは、分裂案や杉浦の勇退希望案がだされたが、杉浦に勇退の意志なく、けっきょくつぎのような申しあわせをして、この問題で臨時大会を開くことになった。

「(欠席者は)理由の説明附した委任状を作り各組合員が自署してそれを持って集ること、但し出席者と委任状とで全組合員の3分の2以上に達せざる時は延期すること」

その申しあわせにしたがって、12月16日、臨時大会が開かれた。ところが、杉浦の地盤である竹谷町支部からは会員39名中2名しか出席せず(全体では116名中67名出席)、規定の3分の2にたっせず、大会は流会におわった。ただ、20日にあらためて出席者(委任状を

注(28) 合同主義を掲げる『労働組合』(1923年6～8月、編集発行人・渡辺政之輔)の発刊にあたって、杉浦ら同組合の組合員はその担い手として大きな役割をはたしていき。

ふくむ)のみで成立する臨時大会の開催のみを決定した。

それによって臨時大会が再度召集され、分裂か否かが審議されることになった。当日、出席者は、当初には杉浦を非難する分裂主張派20名、合同論および現状維持派19名(のちに5名さらに参加し、24名となる)であった。それに、同席した純労働者組合の依次雄や戸沢仁三郎の調停もあり、分裂主張派も分裂から一転して、現状を維持し、杉浦のみを除名する案に態度をかえた。その案をめぐって、休憩を入れて議論がくりひろげられるが、竹谷町支部は杉浦を除名されるならば、連袂脱退する態度を示すにいたった。それにたいし、除名派は、杉浦にたいしては合同論者なるがゆえにではなく、あくまで「反組合運動者」なるがゆえに除名を提案するのである。したがって竹谷町支部が合同論をとろうと、そのみで除名ということはない。ただ、杉浦除名後の判断は自由であり、もし連袂脱退するとしても、それは除名ではなく自決である旨説明された。

いよいよ採決されたところ、当初優勢であった合同論および現状維持派は途中退席者が多く、けっきょく20対4で杉浦の除名は可決された。そのけっか、杉浦を支持する組合員(竹谷町支部39名、金杉支部1名、豊岡支部1名、大井支部3名、中央支部5名、計49名)は、杉浦にしたがって技工組合を脱退した。ついで脱退派は12月24日「関東機械工組合」を結成した。

残留組合員は68名(大井支部43名、中央支部5名、豊岡支部1名、金杉支部19名)であり、技工組合の勢力は全盛時にくらべて大幅な減少であった。ここにいたって、新設の関東機械工組合ともどもまったく新たな姿勢で総連合運動後の情勢に対処せねばならないことになった。

ところで、この分裂を機に技工組合の方はしだいに弱体化していく。機械連合における役割もそれにあわせて後退していく。それでも、大震災後の方向転換の嵐がふきまくるまでは決定的な後退をみせず、推移する。そのときには、機械連合も純白紙主義を表明して方向転換するのにも、技工組合はなお強固に自由連合論とじゅうらいの政策を固持し、少数派に転じていく。それにくらべて、関東機械工組合の方は、新生の意気にもえて組織拡充につとめ、支部および組合員を増加させていく。震災前にも、技工組合を量的に凌駕し、⁽²⁸⁾「ボル」的視点にたつ有力組合に成長していく。震災後の1924年2月20日には、南葛労働会の後身である

東部合同労組とともに総同盟に加盟して、関東鉄工組合⁽²⁹⁾にくみこまれた。この関東機械工組合の関東鉄工組合への加入は、やがて関東鉄工における左派の優勢とアナ・ボル対立にかわる総同盟内左右の対立に拍車をかける役割をになっていくことになるのである。

汽車製造会社における「アナ・ボル」対立 ほかにも向上会と純向上会(1922年11月26日創立)の分裂なども「アナ・ボル」論争の余波の一つとしてうけとめることができるだろう。しかし、これは機械技工組合の分裂のように「アナ・ボル」対立そのものから生みだされたのではない。むしろ会長八木信一の指導をめぐって、向上会刷新派と八木派(純向上会)の対立、ないしは総同盟系と反総同盟系の対立というべきものであった。それにしても、総連合大会後も「アナ・ボル」論争は生きつづけていたこと、それによって総同盟が「今日の労働運動界の一大問題は、自由連合か合同か」ということである。しかして、今や、この問題はいたずらに理論を闘わしているときは過ぎて、どちらが労働者解放運動のうえに、有力であるかを実地に試み、現実の実際運動として、その優劣を判断すべき時である⁽³⁰⁾と判断して、鉄工の合同などをなしたと同じ流れのなかでとらえうるといえるであろう。

そのようなときに、総連合運動の余波あるいは「アナ・ボル」論争の流れのなかの出来事としては、きわめて典型的な事例が発生する。1923年5月から7月にかけての汽車製造会社東京錦糸堀工場の争議をめぐる紛争がそれである。

汽車製造会社は大阪本社でも、大阪鉄工組合と大阪機械労組の対立のように「アナ・ボル」論争ないしは総連合運動に重大なかわりをもってきた会社であった。汽車製造東京錦糸堀工場でも、かねてから労働運動はさかんであった⁽³¹⁾。1923年2月には、それ以前からあった機械連合所属の革新会と御用組合ともくされた誠陸会が解散・合同して「関東車両工組合」を結成した。関東車両工組合はすぐに機械連合に所属する戦闘的な組合となった。そこで、いったん解散したはずの誠陸会がふたたび結成された。それにたいし、渡辺政

之輔や河合義虎らの南葛労働会が接近し、また総同盟も勢力拡張をはかるべくそれに接近した。そのけっか、両派の対立は日ましに激化し、「アナ・ボル」論争の縮小版のように、一企業内の2つの団体の間に対立が展開された。

そのようなところへ、一つの新しい事件が投げこまれた。5月23日に、車両工組合に所属する17名がとつぜん解雇された事件である。車両工組合はただちに抗議活動をはじめ、28日には解雇者の復職と誠陸会の幹部2名(安藤太郎吉と向井音五郎)の解雇を要求した。それにたいする会社側の拒否回答と同時に、車両工組合は争議に突入した。

ところが、総同盟系はそれに同調せず、むしろ車両工組合と対立していく。そのため、車両工組合は経営・官憲にたいしてと同時に、総同盟系とも争争せざるをえなくなる。「背腹敵を受け⁽³²⁾」て苦闘したといわれたのはそのことを意味していた。加えて機械連合加盟の他組合でも問題が続出し、ついに7月11日にいたり、ひとまず争議をうちきり、全員就労することになった。

このように、車両工組合による争議は、労資の対立もさることながら、機械連合と総同盟系、あるいは「アナ・ボル」の対立によって特色づけられた。ことに総同盟の姿勢に反撥する形で、機械連合はもちろん、芝浦労組など、非総同盟系ながら、それほど決定的に自由連合系に傾斜していないか、あるいはすでに反総同盟陣営に加わっていた組合をも、反総同盟陣営にいつそう傾斜させることになる。「労働運動」や「印刷工連合」のほか、「組合運動」、「機械連合」、「芝浦労働」などでは、反総同盟系組合のこの争議における総同盟への敵対のほどがよくうかがえる。しかも、これを契機にふたたび燃えあがった「アナ・ボル」論争の火は、この工場のみにおさまるものではなかった。全国の組合を刺激し、各地で汽車製造会社争議の報告会が両派別々に開催された。

このようにして、総連合大会の失敗によって、「アナ・ボル」論争そのものまで終了したのではなかった。

注(29) 関東鉄工組合は、1923年1月21日、東京電機及機械鉄工組合、横浜造船工組合によって結成された。この成立について前掲『総同盟50年史・第1巻』では「自由連合主義と合同主義の理論闘争の結果、合同主義が勝利した所産として、関東鉄工組合の成立をみた」(698頁)といっている。なお技工組合の分裂および関東鉄工組合については、村山重忠「日本労働総同盟に加盟した6組合について」(『社会労働研究』第14号、1961年12月)に詳しい。

(30) 『労働』1923年2月号。

(31) くわしくは小松隆二『企業別組合の生成』(1971年、御茶の水書房)第2篇3章をみよ。

(32) 矢崎今朝治「遂に同盟罷工に」『機械連合』争議号、1923年7月。

大会の失敗とともに自由連合系なり反総同盟系の衰退が顕著な兆をみせはじめたといえるのではなかった。大会からしばらくたって展開された汽車製造会社争議における「アナ・ボル」対立やそれを前後する両派の姿勢が、その点をよく示している。「アナ・ボル」論争・対立の決着が明らかになるのは、あくまで大震災後の新しい情勢を迎えてからのことになるのである。

おわりに 以上要するに、総連合運動は、「アナ・ボル」論争の全面的展開を意味するものでも、純粋にアナキストやボルシェヴィストのみによる対立でもなかった。そうではあったにしろ、アナキズムとボルシェヴィズムの基本的視点の組合レベルにおける適応と展開の過程という側面をもっていたことも否定できない。そのことはとりわけ「アナ系」にはいえる。

また、その対立と失敗は、通例みられる革命の戦略・戦術をめぐる対立からくるものであるよりも、主とし

て組合組織論をめぐる原理・原則の対立からくるものであった。そして、その失敗は、「ボル」による「アナ」の駆逐を意味するものでも、「アナ」の全面的敗退を意味するものでもなかった。論争は組合レベルの問題にかぎられていたし、総連合運動の失敗後も大震災まではその余波として「アナ・ボル」論争はつづくのである。大震災後にいたって、自由連合系・反総同盟系の分解と衰退、それにたいする総同盟系の躍進によってはじめて「アナ・ボル」論争は勢力的彼我において決着をみる。それにかわって、「ボル系」すなわち総同盟系における左右が対立の主流を形成していく。しかし、大震災後に「アナ・ボル」対立が決着をみたといっても、あくまで勢力的にであって、そこにふくまれた諸問題まで十分納得的に決着をみたのではない。問題の多くはなお長い間未解決のままのこることになるのである。

(経済学部助教授)